

○傷病の治ゆ認定の手續について

〔平成26年3月26日地基補第83号〕
〔各支部事務長あて 補償課長〕

標記の件については、下記事項に留意のうえ、その実施に遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、「傷病の治ゆ認定の手續について」（昭和47年3月31日地基補第149号）は廃止するので、了知されたい。

記

- 1 地方公務員災害補償基金各支部長（以下「基金支部長」という。）は、職員が公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったときは、その治ったことの認定を行い、別紙様式第1号又は第2号により、当該職員に速やかにその旨を通知するものとする。
- 2 基金支部長は、被災職員に対し、公務又は通勤により生じた災害である旨通知する際には、療養の必要がなくなったときは、その旨、基金支部長へ報告するよう書面で求めておくものとする。また、その報告があったものについては、その内容を検討のうえ、治ゆと認められる事案については、速やかに治ゆの認定を行うものとする。
- 3 上記2による報告のないものであっても、相当長期にわたって療養中となっているもの等のうちには、治ゆと認められるものがあることが考えられるので、療養補償請求書等の審査の段階で十分検討するものとする。また、おおむね6月以上にわたって療養補償の請求のないものについては、当該傷病の状況その他必要な事項を調査するものとする。
- 4 基金支部長は、上記3の措置により、完全治ゆ又は症状が固定しもはや医療効果が期待し得ないと推定されるものについては、原則として、被災職員の治療医に対し、別紙様式第3号又はこれに準ずる書面により照会を行い、その結

果、治ゆと認定すべきものは、その認定を行うものとする。なお、主治医からの回答のみによっては治ゆの認定が困難である等特別の事情がある場合には、被災職員に係る診療録等を収集したうえで、第三者の医師の意見を聴取し、その結果、治ゆと認定すべきものは、その認定を行うものとする。

- 5 急性症状に限って公務又は通勤により生じた災害と認定したものにあっては、急性症状が消退し、慢性症状に移行したと認められる時期をもって治ゆとして取り扱うものとする。
- 6 治ゆの認定は、療養補償請求書、被災職員からの報告書、主治医からの回答書等の書面に基づき治ゆの年月日を明確にして行うものとする。
- 7 基金支部長は、上記1による通知を行う際には、必要に応じ、診療機関に対し、別紙様式第4号により連絡するものとする。
- 8 基金支部長は、治ゆの認定を行った際には、災害補償記録簿等への関係事項の記入を適確に行うものとする。